

# 外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員は**介護福祉士の資格**を持っている？

外国人介護職員には**ずっと働いてもらえる？**

**EPA**

**EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用**  
→ 6ページへ

**資格なし**  
ただし、資格取得を目的としている

**資格取得後は永続的な就労可能**  
一定の期間中に資格取得できない場合は帰国

**介護**

**日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用**  
→ 7ページへ

**介護福祉士**

**永続的な就労可能**

**技能実習**

**技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用**  
→ 8ページへ

**資格なし**  
ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

**最長5年**  
※1  
※2

**特定技能**

**在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用**  
→ 9ページへ

**資格なし**  
ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

**最長5年**  
※1  
※2

※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択でき、永続的な就労が可能

※2…3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除される(在留資格を「特定技能1号」に変更した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年となる)

●本ガイドブックにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員のことを指します。

●本チャートは、各制度の特徴を簡潔に示したものです。各制度の詳細については、10-11ページをご参照ください。

外国人介護職員は**母国での資格や学習経験**がある？

外国人介護職員の**日本語能力**の目安は？

外国人介護職員の雇用にあたって**受入調整機関等の支援**はある？

外国人介護職員が**就労可能なサービス種別**に制限はある？

**看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定**

大多数は、就労開始時点で**N3程度** ※3  
入国時の要件は  
尼・比：**N5程度**、越：**N3**

**あり**  
JICWELSによる受入調整

**制限あり**  
介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能

**個人による**

一部の養成校 ※4の入学要件は  
**N2程度**

**なし**

**制限なし**

**監理団体の選考基準による**

入国時の要件は  
**N4程度**

**あり**  
監理団体による受入調整

**制限あり**  
訪問系サービスは不可

**個人による**

入国時の要件は  
・ある程度 日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力  
・介護の現場で働く上で必要な日本語能力

**あり**  
登録支援機関によるサポート

**制限あり**  
訪問系サービスは不可

※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が、6か月間の訪日後日本語研修終了までにN3程度の日本語水準に到達(平成30年度実績に基づく)

※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学選抜において、日本語能力試験JLPTでN2以上に合格、もしくは日本語試験でN2相当以上と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

■日本語能力試験JLPTのN1～N5の目安

日本語能力	目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

[N4程度]など「程度」をつける場合は、日本語能力試験JLPTのN4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。